

Japan Association of Synthetic Anthropology

総合人間学会

Newsletter 第 52 号 2025 年 5 月 7 日発行

発行人：古沢広祐

事務局：〒194-0204 東京都町田市常盤町 3758 桜美林大学 LA 学群 崇貞館 2F
教員ラウンジ気付 熊坂元大研究室

電話：042-797-8138 (直通) E-mail：contact@synthetic-anthropology.org

【目次】

I. 第 19 回大会概要	p. 1
II. 理事会・運営委員会報告	p. 4
III. 各委員会からの報告	p. 5
IV. 事務局からのお知らせ	p. 12

I. 第 19 回大会概要

1. 大会日程および開催方法についてのご案内

運営委員会・理事会とシンポジウム準備会の議論を経て、第 19 回研究大会は 2025 年 5 月 31 日および 6 月 1 日に対面とオンライン併用（部分的）大会として開催される予定になりました。オンラインでの参加には Web 会議用アプリ「Zoom」をご使用いただくことになります。

初日は明治大学・生田キャンパス、二日目は明治大学・黒川農場の施設を利用しての開催となります。**黒川農場までは黒川駅から徒歩で 25 分ほど要します。9 時に黒川駅にお集まりいただくと、会場まで徒歩で向かうフィールドガイドにご参加いただけます。長時間の徒歩移動が難しい場合、ご自身でタクシーを手配して直接農場までお越しください（学会からの費用補助はありません）。また、農場近辺に飲食店や売店はありません。昼食をご持参ください。**

会員は参加費用 1,000 円（一日参加、二日参加で金額は変わりません）、非会員は 1 日 1,000 円（両日参加で 2,000 円）になります。参加申し込みおよび支払い手続きは、以下、事前に早めということで、どうぞ宜しくお願い申し上げます。（**詳細、学会 HP 大会案内ページ参照、大会ポスター準備ご活用下さい**）

◆ 参加申し込み・参加費支払方法：以下の Peatix（本ページ「チケットを申し込む」ボタン）よりチケットをご購入下さい。

<https://peatix.com/event/4389140>

*対面参加を予定されている方で、Peatix の利用が困難な場合は、当日現地でお渡しする払込用紙で大会後一週間以内にお振り込み下さい。

*支払後に参加をキャンセルする場合は、返金手続きを行いますので、必ず大会前日（5/30）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合、返金できません。参加費を会費等に振り替えることもできません。また、コンビニ/ATM 決済では銀行振込により返金するため、返金手数料 340 円が差し引かれます。

*大会開催後に、参加申込者限定で講演とシンポジウムのアーカイブ配信を予定しております（1週間程度）。閲覧希望の方も、大会会期中までに参加申込をお願いします。

*1日目終了後、18時から校内にて懇親・交流会を開催します（対面のみ）。申し込みと会費は当日、受付時に徴収致します（2千円程度）。みなさまのご参加をお待ちしております。

なお、今年度は会場手配の都合により例年より早い開催となったため、学会誌の発送が大会の後になる可能性があります。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◆日程

◇1日目（5月31日、明治大学・生田キャンパス、第一校舎6号館6-207）

10：00～11：50	休憩	12：00～12：40	休憩	13：30～16：20	休憩	16：30～17：40
若手 ワークショップ		総会		シンポジウム 登壇者報告		シンポジウム 全体討論

◇2日目（6月1日、明治大学・黒川農場、本館2階）

9：00～9：30	9：30～12：45	12：45～13：30	13：30～16：40
フィールドガイド	一般研究発表	昼食休憩及び 黒川自然生態園案内	里山フォーラム

2. 大会概略

◆シンポジウムテーマ

人と自然の未来 —里山からの展望、失意と希望の30年をこえて—

◆シンポジウム企画趣旨

20世紀自然破壊が深刻化するなか、人と自然の関係をめぐる言説をリードしていた英語圏の議論では、原生自然や野生生物の価値をどのように保護するのかという問題意識が強く見られた。日本では『環境倫理学のすすめ』（加藤尚武 1991）の出版を皮切りに、海外の議論をフォローしつつ、二次的自然環境の意義については西洋の後追いではない研究も進められてきた。こうした文脈で、一つの象徴的概念として注目されてきたのが里山である。

細かな議論はさまざまあるが、1990年代初頭までは雑木林の類義語のように見なされていた里山は、2000年前後に概念の拡張とも呼べる広がりを見せ、里海や里川、里沼などの派生語も登場するようになった。国際的にも生物多様性条約会議（COP10、2010年、名古屋）にて「SATOYAMA イニシアティブ」が推進され、「社会生態学的生産ランドスケープ（SEPLS）」として世界的に展開されてきた。

こうした流れの中で、里山の研究者も、里山保全に携わる生活者や活動家も、里山を取り上げるマスメディアも、さらには小中学校等の教育現場でも、里山に対してある種の希望と可能性を予感していたように思われる。すなわち里山は、自然の複雑さや不思議さを学び感じる教育の場となること、自然に対する感受性といった環境徳を養う場になること、そうした徳を身に着けた市民が里山の保全に取り組むことへの淡い期待があったと言ってよいだろう。

しかし里山を巡る現在の状況は、そうした期待に十分には応えているとはいえないものがある。かつての里山を維持してきた農林業や地域生活との関係性が失われ、里山地域の空洞化が進む一方で、里山の保全活動に関わろうとする担い手、人材の育成や継承が進んでいない。里山の外に目を向けても、気候変動などの環境問題への取り組みはいずれも十分とはいえない。

現状に対する危機意識、そこから生じる失意と憤りから、若い世代を中心に一部にはより過激な抗議活

動に走るものもいれば、諦めから無関心になるものもいる。一時的に高まりを見せたメタバースや反出生主義への関心も、環境問題に対するニヒリズムが関わっていると解釈することもできるだろう。

本シンポジウムでは以上の現状整理をふまえた、あるいはこの整理そのものを批判的に分析する四名の登壇者に話題を提供していただき、会場の参加者とともに、里山を足がかりにしつつもそこに限定することなく、広く人間と自然の関係に希望を見出すための手がかりを改めて探ることを目指したい。

◆ 1日目 (5月31日、午前) 若手ワークショップ・プログラム

10:00~11:50 若手WS「〈当事者〉の学びづらさを考える：かつてみんな子どもだった」

- 報告1 長井 岳 (NPO 法人雫穿大学/労働者協同組合 440Hz/自分研究 (当事者研究)
「くさびはいつ打ち込まれたのかー不登校に至った中学校の体験を中心に考察する」
- 報告2 江頭 早紀 (津田塾大学大学院国際関係学研究科研究生/教育社会学・福祉社会学)
「本人の困り事を共に捉えるー学びづらさを抱える子どもに対する家庭学習支援の実践から」
- 報告3 藤阪 希海 (大阪大学人間科学研究科博士後期課程/教育社会学)
「〈当事者〉であることと、「当事者」になること：指導の暴力性をめぐるオートエスノグラフィ」

特定質問 桂 悠介 (立命館大学/立命館アジア太平洋大学)
司会 佐藤 竜人 (東京大学助教)

11:50~12:00 休憩

12:00~12:40 総会

12:40~13:30 昼食休憩

13:30~16:20 シンポジウム第I部 登壇者4人からの報告 (途中、短い休憩)

- 報告1 上柿 崇英 ((大阪公立大学現代システム科学研究科 准教授/環境哲学・現代人間学)
「『環境の時代』とは何だったのか?ー「生活」と「自治」への夢を振り返る」
- 報告2 井上 浩朗 (武蔵野大学 非常勤講師/環境倫理学)
「風土化としての里山論と内在的価値の再評価」
- 報告3 松村 正治 (NPO 法人よこはま里山研究所 (NORA) 理事長/環境社会学)
「里山問題を考える環境社会学の方法論ー誰にとって何が問題なのか」
- 報告4 吉永 明弘 (法政大学人間環境学部人間環境学科 教授/環境倫理学)
「日本の環境倫理学における里山論と、都市の里山について」

司会 熊坂 元大 (桜美林大学リベラルアーツ学群 准教授/環境倫理学)
竹中 信介 (道徳科学研究所 研究員/比較文明学)

16:20~16:30 休憩

16:30~17:40 シンポジウム第II部 パネラー相互および全体討論

18:00~19:30 懇親会

◆ 2日目 (6月1日) プログラム (★黒川農場近辺に店は無く、昼食は弁当を持参下さい)

09:00~09:30 フィールドガイド (黒川駅~黒川農場)

※ 途中トイレはありません。黒川駅でトイレをお済ませください。

※ 参考) 新宿 08:11 発 黒川 08:48 着 (唐木田行き急行が便利)

09:30~12:45 一般研究報告 (各報告 25分、質疑 10分、休憩 5分)

- 12：45～13：30 昼食休憩および黒川自然生態園案内
13：30～16：40 里山フォーラム 一里山の未来を拓くー
話題提供 吉武 美保子 (NPO 法人よこはま里山研究所 (NORA)、新治里山「わ」を広げる会)
「多摩・三浦丘陵群の里山保全活動」
山田 晋 (東京農業大学、函師小野路研究者連絡会)
「函師小野路歴史環境保全地域における里山管理と研究活動」
小林 健人 (長池公園園長、八王子市都市公園指定管理者ひとまちみどり由木)
「ニュータウンの中の自然の豊かな都市公園の里山の保全と活用」
田村 薫 (多摩グリーンボランティア森木会会長)
「多摩市における里山保全活動のネットワークの意義」
岩崎 泰永 (明治大学黒川農場)
「黒川農場の里山教育と里山管理」

コーディネーター 倉本 宣 (明治大学農学部)

※ 17：00 に黒川農場は閉門します。

◆ 大会2日目のオプションについて

◇ フィールドガイド

川崎市麻生区黒川地区は、環境省の生物多様性保全上重要な里地里山、神奈川県の里地里山保全等地域、川崎市の緑と農の3大拠点に位置づけられている、都心から近い里山ランドスケープ (里地里山) です。黒川駅から黒川農場まで、昔からの道を歩きながら、谷戸の暮らしについて解説します。

◇ 黒川農場・自然生態園案内

明治大学黒川農場は、コンセプトの一つ自然共生に里山との共生を謳っている面積12haの50%が里山 (林) の大学農場です。里山ランドスケープ (里地里山) としては広くないのですが、場内の小さい谷戸一つを自然生態園として丘陵地の自然の成り立ちが理解できるように管理しています。工事の際の自然保護上の課題や現在のナラ枯れ等の対策について現場で説明する時間を設けます。

II. 理事会・運営委員会報告

2024年度 第4回 理事・運営委員会

日時 2025年4月12日 (土) 15時～17時15分

場所 Zoom

報告・審議事項

1. 事務局

- ・ 1月退会者2名、2月退会者2名、3月入会1名。
- ・ 事務局長の転職に伴い、事務局の所在地を徳島大学常三島キャンパスから桜美林大学町田キャンパスに移転した。
- ・ 2024年度決算と2025年度予算について事務局長から報告がなされ、以下の質問を受けた。事務局

長は会計担当に確認し、応答することとなった（応答は括弧内）。

- ・ 会費収入は会員の何割程度が納めるという前提で算出しているのか（7割）
- ・ 若手賞の受賞者が近年出ていないとはいえ、そのための予算を確保したほうがよい（予算として3万円を確保する）
- ・ 大会会計は全体の会計とは別立てにしたほうがわかりやすいのではない（別会計とする）
- ・ J-Stage 登録料については1件あたりの金額として記載されており、1件分のみが記載されているのか（その通りである）

2. 研究大会について (http://synthetic-anthropology.org/?page_id=9)

- ・ 実行委員会・大会長、倉本宣理事から準備状況と会場について説明があった。会場使用料について明治大学に確認すること、初日プログラム終了後の懇親会場について現在調整中であることと、二日目は最寄り駅から会場まで距離があり、移動時間やトイレについてあらかじめ周知しておく必要があることや、フィールドガイドに関する時間調整について説明がなされた。
- ・ 全体プログラムについて、一日目については主に熊坂元大事務局長からシンポジウムの打ち合わせ状況と各報告のタイトルについて、二日目については倉本宣理事から里山フォーラムの打ち合わせ状況などについて説明があった。
- ・ 一日目に開催される若手ワークショップについては、コーディネーターである本多俊貴会員から説明があり、翌週に予定されているミーティングを経て、関係者に報告タイトルなどを連絡する旨が話し合われた。
- ・ 大会参加費徴収は、前年度を踏襲して Peatix を利用することが確認された。またシンポジウムと里山フォーラムの報告関係者（学会員外）については参加費を免除することが確認された。
- ・ 大会運営に関して、事務局幹事の高橋知花さんにご協力いただくため、参加に要する交通費を補助することが事務局から提案され、承認された。大会運営については、本多俊貴会員からも協力の申し出があった。

3. 各委員からの総括と次年度への見通し

- ・ 大会で各委員会から本年度の総括と次年度への見通しについて報告できるよう準備を進めることが話し合われた。KW 委員会は、NL 第 52 号上で活動報告を行うこととなった（第Ⅲ節を参照）。
- ・ 名誉会長・追悼論集特別企画準備に関して、前回の会議で、より拡大した学会活動の継承と今後の発展を念頭におく書籍出版の意見があり、継続審議となった。
- ・ オンラインジャーナルの編集や J-Stage 登録などの作業について進めていくことが確認された。

4. その他

- ・ 早急に NL52 号を配信し、大会情報を会員に伝える必要があることが確認された。
- ・ 学会役員として本学会の活動に献身的に貢献していただいている蔭木達也氏、松崎良美氏、本多俊貴氏が常勤の大学教員として採用されたことが報告され、参加者から祝福の言葉が贈られた。

Ⅲ. 各委員会からの報告

1. 総合人間学キーワード (KW) 委員会活動報告

KW 委員会は学会創立 20 周年（2026 年）にむけて「総合人間学 KW 集」（仮称）の作成を目指している。2019 年以来これまで月 1 回の委員会を今日まで 60 回以上開き、以下の 5 つの活動を企画しその成果を学会ホームページ (HP) に公開してきた (学会 HP 参照: http://synthetic-anthropology.org/?page_id=2688)。

- (1) 会員アンケートを基に「総合人間学 KW リスト」の作成
- (2) 「DNA と人間」、「自己家畜化論」、「総合人間学」を KW として選出し、各 KW を複数の担者で相互討論を経て共同執筆する「総合人間学 KW 記述モデル」の作成の試み
- (3) KW 「対話」について複数の担者が各自の視点から記述する共同執筆企画の試み
- (4) 「会員への公募 KW」企画
- (5) 委員会選出 KW の執筆依頼企画

1. 公募 KW 企画の第一期（2022 年 2 月～6 月）では「政治人」「人間の尊厳」「コミュニティ」「スピリチュアリティ」「共同性」「人間生物世界」「生物における生命」の 7 KW の応募があり、執筆者との応答を含む委員会審議を経て HP に掲載した。第二期公募（2022 年 9 月～）では、「暴力」「共通善」「人種主義」の応募があり、これら KW の審議はほぼ終了した。その他に「地方消滅」「DNA 二重らせん構造の発見」「ナラティブ」の応募申込もあったが、執筆者の都合によりまだ原稿提出には至っていない。

本委員会の KW 原稿の審議は専門的な査読ではなく、公募案内に記載した総合人間学的視点並びに一般読者に分かりやすくという視点から行った。なお、第三期公募に関しては現在検討中である。

2. 2024 年 6 月の本学会研究大会で、KW 委員会主催ワークショップを行い、これまでの委員会活動の報告の後、KW として「生命と人間の自律」「健康」の 2 つ KW を選出し総合人間学 KW としての記述の試みを提示した。それを踏まえて、総合人間学 KW の選択、記述の在り方、委員会活動の課題と展望を議論した（詳細はオンラインジャーナル第 19 号、報告に掲載）。
3. 新たな企画として、委員会がこれまでの研究大会シンポジウムおよび作成した KW リストの中から総合人間学として重要と思われる KW を選出し、関係者に執筆を依頼した。それら KW は「言語の起源」「人新世」「生命の自律と人間」「生命倫理と総合人間学」「対話」「脱成長」「脳科学と総合人間学」「ポストヒューマン」「学び」「優生思想」「宗教と総合人間学」「食と総合人間学」「総合知」「文化人類学」「哲学的人間学」「居場所」「資本主義」「戦争と平和」（仮設定）である。これらの多くは既に被依頼者から執筆の承諾が得られている。
4. 今後は集められたこれらの KW の編集を行い、2026 年度の研究大会で「総合人間学 KW 集」（仮称）として紹介する予定である。
5. 「総合人間学」の KW 集作成は、その選出・構成の仕方および記述の在り方に関して様々な課題がありまだ道半ばである。本委員会は学会 20 周年に向けての KW 集作成のための臨時のアドホック委員会であるので、2025 年度で一旦活動を終了する予定であるが、今後の方針に関しては理事会に委ねたい。これまでの活動は総合人間学 KW を巡って、専門を超えて議論し視野を広げると共に認識を深め、人間を総合的に理解することを目指す総合人間学研究の場の一つになっていると思われるので、今後は新たな体制で発展的に継続されることを期待する。

2025 年 4 月 19 日 総合人間学 KW 委員会

2. 学会運営・会則等検討委員会

現在の学会の会則（学会 HP、学会案内に掲載中）に関して、記載内容などの微修正案が準備され、NL にて掲載して総会で承認を得ることになった。

現 行	改定試案 (2025年4月12日)
<p>総合人間学会会則 (2019年6月15日改定)</p> <p>第1条 (名称) この会は総合人間学会 (Japan Association of Synthetic Anthropology) という。</p> <p>第2条 (目的) この会は、人間の総合的研究を進め、その成果の普及をはかることを目的とする。</p> <p>第3条 (事業) この会は、第2条で定めた目的達成のために、つぎの事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1年1回以上の研究大会の開催 研究機関誌の定期的発行 国内外の諸学会、関係諸機関・諸団体との連絡 学会賞の授与 その他必要な事業 <p>第4条 (会員)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入会 この会は、この会の趣旨に賛同し、入会の意志を表明し、入会にあたって会員1名の推薦を受け、理事会の承認をえた者をもって会員とする。入会希望者は、別に定める様式の入会申込書を事務局に提出する。会員は一般会員と賛助会員とする。 2. 会費 会費の額は、付則に定める。 一 会員は、総会において定められた会費を、事業年度ごとに納入しなければならない。 二 納入した会費は返還しない。 3. 退会 一 退会を希望する会員は、所定の退会届に必要事項を記入し、事務局に提出する。理事会は、当該の退会届を審議のうえ退会を承認する。 退会が承認された会員は、会費の未納分を納入しなければならない。 二 理事会は、会員が死去し、または賛助会員である団体が解散したとき、退会を承認する。 三 会費を3年間滞納した会員は、自動的に退会扱いとする。 	<p>総合人間学会会則 ([☞]試案では付則に移動)</p> <p>第1条 (名称) 本学会は総合人間学会 (Japan Association of Synthetic Anthropology) という。</p> <p>第2条 (目的) 本学会は、人間の総合的研究を進め、その成果の普及をはかることを目的とする。</p> <p>第3条 (事業) 本学会は、第2条で定めた目的達成のために、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1年1回以上の研究大会の開催 研究機関誌の定期的発行 国内外の諸学会、関係諸機関・諸団体との連絡 学会賞の授与 その他必要な事業 <p>第4条 (会員) 会員は一般会員と賛助会員とする。(☞1の最終文)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入会 本学会は、本会の趣旨に賛同し、入会の意志を表明し、入会にあたって会員1名の推薦を受け、理事会の承認を得た者をもって会員とする。 入会希望者は、別に定める様式の入会申込書を事務局に提出する。 2. 会費 会費の額は、付則に定める。 一 会員は、総会において定められた会費を、事業年度ごとに納入しなければならない。 二 納入した会費は返還しない。 3. 退会 一 退会を希望する会員は、所定の退会届に必要事項を記入し、事務局に提出する。理事会は、当該の退会届を審議のうえ退会を承認する。 退会が承認された会員は、会費の未納分を納入しなければならない。 二 理事会は、会員が死去し、または賛助会員である団体が解散したとき、退会を承認する。

<p>四 会費滞納により退会となった者も、理事会の承認を得て再度入会することができる。ただし、理事会での承認は、未納となっている3年分の会費が支払われることを原則とする。</p> <p>第5条 (機関) (☞試案では第6条の後に移動) この会は、次の機関をおく。</p> <p>総会 この会の最高の議決機関であり、次のことを行う。年に1回定例会を開く。また、理事会の決定を受けて臨時会を開くことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 活動方針および予算の決定 2. 活動報告および決算の承認 3. 会則の変更 4. 理事の承認 5. 会長・副会長・事務局長・事務局次長・編集委員長・副編集委員長・運営担当理事・監事の承認 6. 名誉会長・顧問の承認 7. 事務局所在地の決定 8. 活動にあたって必要な諸規定の制定 9. その他重要事項の決定 <p>理事会 総会により承認された理事を構成員とし、次のことを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長・副会長・事務局長・事務局次長・編集委員長・副編集委員長・運営担当理事・監事の候補者選出 2. 名誉会長・顧問の候補者選出 3. 事務局幹事・編集委員・編集事務幹事の選出 4. この会の運営について協議し決定する。 5. その他緊急事項の決定 <p>運営委員会 会長・副会長・事務局長・編集委員長・運営担当理事をもって構成し、この会の運営にあたる。運営委員会は各種委員会等の事業推進に必要な委員会等の委員の選出・委員長の選出を行う。</p> <p>事務局 代表である事務局長、事務局次長、事務局幹事をもって構成し、この会の事務を執行する。</p> <p>編集委員会 代表である編集委員長、副編集委員長、編集委員および編集</p>	<p>三 会費を3年間滞納した会員は、自動的に退会扱いとする。</p> <p>四 会費滞納により退会となった者も、理事会の承認を得て再度入会することができる。ただし、理事会での承認は、未納となっている3年分の会費が支払われることを原則とする。</p> <p>第5条 (役員) (☞第6条が第5条の前に移動) 本学会は、次の役員をおく。 役員の任期は、顧問を除き2年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は2期4年を限度とする。 (☞顧問は役員ではないので削除)</p> <p>会長 本学会を代表し、総会および理事会を招集する。</p> <p>副会長 会長を補佐し、会長に事故ある場合には代行する。</p> <p>事務局長 事務局を代表して総括し、かつ学会会計の事務を行う。</p> <p>編集委員長 編集委員会を代表し、学会誌編集事務を統括する。</p> <p>研究談話委員長 研究談話委員会を代表し、研究活動を推進する。 (☞第5条機関に研究談話委員会があり、重要な役割を果たしているなのでその代表者を追加)</p> <p>広報委員長 広報活動および会員拡大の推進を統括する。 (☞第5条機関に広報委員会があり、重要な役割を果たしているなのでその代表者を追加)</p> <p>理事 理事会を構成し、研究大会など研究活動の推進、役員の候補者選出など本学会の運営についての協議、決定にあたる。 理事：30名程度 (☞第7条から移動 会員減少と現状を考慮し定数減)</p> <p>運営担当理事 (☞規定がなかった) 運営委員会の一を構成員でし、本学会の運営にあたる。理事より選ばれる。 運営担当理事：10名程度</p> <p>監事 本学会の運営および会計等の会務を監査する。</p>
--	---

<p>事務幹事をもって構成し、研究機関誌の編集にあたる。</p> <p>研究談話委員会 本学会の研究活動の企画・実施・研究成果の普及・交流等の活動</p> <p>広報委員会 本学会の広報活動および会員拡大の推進</p> <p>研究大会実行委員会 研究大会の企画・実施等の活動</p> <p>第6条（役員） この会は、次の役員をおく。 役員は、名譽会長・顧問を除き2年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は2期4年を限度とする。</p> <p>会長 本会を代表し、総会および理事会を招集する。</p> <p>副会長 会長を補佐し、会長に事故ある場合には代行する。</p> <p>事務局長 事務局を代表して総括し、かつ学会会計の事務を行う。</p> <p>編集委員長 編集委員会を代表し、学会誌編集事務を統括する。</p> <p>理事 理事会を構成し、役員候補者選出、事務局幹事、編集事務幹事選出などこの会の運営についての協議、決定にあたる。</p> <p>監事 この会の会務（会計・役員選考管理など）を監査する。</p> <p>顧問 (☞第5条の2条で顧問を規定) 理事会の要請を受けてこの会の活動のあり方について意見を述べる。</p> <p>名譽会長 この会の活動のあり方について意見を述べる</p>	<p>監事：2名 (☞第7条から移動)</p> <p>顧問 理事会の要請を受けてこの会の活動のあり方について意見を述べる。 (☞削除し次条に顧問を設けた)</p> <p>名譽会長 この会の活動のあり方について意見を述べる。 (☞削除 役員とすることは不適切、かつ世代交代が進み本名称の役割がなくなった。)</p> <p>第5条の2（顧問） 理事会の要請を受けて本学会の活動のあり方について意見を述べる顧問をおくことができる。 顧問の任期は2年とするが、再任を妨げない。 (☞任期が不明確だった)</p> <p>第6条（機関） 本学会は、次の機関をおく。</p> <p>総会 本学会の最高の議決機関であり、次のことを行う。年に1回定例総会を開く。また、理事会の決定を受けて臨時総会を開くことができる。 次のことを行う。(☞第1行目中の文言をここに移動) 1. 活動方針および予算の決定 2. 活動報告および決算の承認 3. 会則の変更 4. 理事役員の承認 (☞第6条役員の規定より、次の5も勘案して役員とした) 5. 会長・副会長・事務局長・事務局次長・編集委員長・副編集委員長・運営担当理事・監事の承認 (☞第6条員の規定より会長等を削除) 6. 顧問の承認 7. 事務局所在地の決定 8. 活動にあたって必要な諸規定の制定 9. その他重要事項の決定</p> <p>理事会 総会により承認された理事を構成員とし、次のことを行う。 1. 会長・副会長・事務局長・役員および事務局次長・編集委員長・副編集委員長・運営担当理事・監事の候補者選出 (☞削除した会長等は役員なのでこのように改定) 2. 名譽会長・顧問の候補者選出</p>
--	---

<p>第7条 (役員の選挙) この会の次の役員は、以下の方法で選考される。また、候補者選考に関する規定は別に定める。</p> <p>1. 理事会で理事及び監事候補者名簿を作成し、総会で承認を得る。</p> <p>2. 理事会で会長・副会長・事務局長・編集委員長・副編集委員長・運営担当理事の候補者名簿を作成し、総会で承認を得る。 (☞この項は役員ではない副編集委員長が記載されそれ以外は役員なので試案で削除)</p> <p>1. 理事：35名程度 (☞試案では役員の理事の項へ)</p> <p>2. 監事：2名 (☞試案では役員の監事の項へ)</p>	<p>3. 事務局幹事・編集委員・編集事務幹事・本条で規定する委員会以外の委員長及び全ての委員会の委員の承認</p> <p>4. 本学会の運営についての協議・決定</p> <p>5. その他緊急事項の決定</p> <p>運営委員会 会長・副会長・事務局長・編集委員長・研究談話委員長・広報委員長・運営担当理事をもって構成し、本学会の運営にあたる。運営委員会は各種委員会等の事業推進に必要な委員会等の委員の選出・委員長の選出を行う。 運営は理事会での協議・決定に基づき行う。</p> <p>1. 事務局幹事・編集委員・編集事務幹事・本条で規定する委員会以外の委員長及び全ての委員会の委員の候補者選出を行う。 (☞役員に研究談話委員長・広報委員長を追加したので。理事会との関係を明確化。委員長選出は候補者選出とした。委員会委員でも候補者選出、理事会承認とした。運営担当しない理事も多いので。)</p> <p>事務局 代表である事務局長、事務局次長、事務局幹事をもって構成し、本学会の事務を執行する。</p> <p>編集委員会 代表である編集委員長、副編集委員長、編集委員および編集事務幹事をもって構成し、研究機関誌の編集にあたる。</p> <p>研究談話委員会 本学会の研究活動の企画・実施・研究成果の普及・交流等の活動を行う。</p> <p>広報委員会 本学会の広報活動および会員拡大の推進を行う。</p> <p>研究大会実行委員会 研究大会の企画・実施等の活動を行う。</p> <p>第7条 (役員の選出) 本学会の役員は、以下の方法で選出される。また、候補者選出に関する規定は別に定める。</p> <p>1. 理事会で役員理事及び監事の候補者名簿を作成し、総会で承認を得る。</p> <p>2. 理事会で理事候補者の内より会長・副会長・事務局長・編集委員長・副編集委員長・研究談話委員長・広報委員長・運営担当理事の候補者名簿を作成し、総会で承認を</p>
--	---

<p>第8条 (事業年度) この会の事業年度は、毎年の総会の翌日から翌年の総会の日までとする。</p> <p>第8条の2 (会計年度) この会の会計年度は、毎年の4月1日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>第9条 (会則の変更) この会則は、総会において変更することができる。</p> <p>付則 1 この会則は、成立した日から効力を発揮する。 2 この会則の第4条の規定にかかわらず、この会設立当日までに会員になる場合は会員の推薦を必要としない。 3 この会則の第5条、第6条、第7条の規定にかかわらず、2006、2007年度の役員および機関の構成員は、本学会設立準備委員会が提案し、設立総会において選出する。 4 この会の会費の金額は、年額一般会員5,000円、賛助会員1口20,000円とする。 (以上、2006年5月27日制定) 5 第7条の規定にかかわらず、第2期(2008年度・2009年度)の役員選挙(理事および監査の選挙)は、第1期理事会の提案に基づいて2008年度総会において実施する。 (2007年5月26日制定) 6 付則4を改め、この会の一般会員会費の金額は、年額一般：7,000円、学生：4,000円とする。ただし特別な事情のある会員については、運営委員会の承認により学生会員と同じ扱いとする。(2008年6月8日制定)(2009年6月6日改定) 7 会費は、原則的に事業年度単位で納入を受ける。(2010年6月5日改定) (2011年6月11日改定)(2012年5月26日改定)(2013年6月8日改定)(2014年6月7日改定) 8 第5条に「ただし、会長任期を2期4年を限度とする」を追加する。 (2016年5月21日改定) 9 本学会の設立は2006年5月27日である。(2017年6月10日制定) 10 この団体を次の所在地におく。 所在地：この会の本部は、事務局の住所におく。 11 第4条を改定する。それに伴い「第8条(会費の金額等)この会の会費の金額等は、付則で定める。」を削除する。また、</p>	<p>得る。(副編集委員長は役員ではない)</p> <p>第8条 (事業年度) 本学会の事業年度は、毎年の総会の翌日から翌年の総会の日までとする。</p> <p>第8条の2 (会計年度) 本学会の会計年度は、毎年の4月1日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>第9条 (会則の変更) 本学会の会則は、総会において変更することができる。</p> <p>付則 1 本会則は、成立した日から効力を発揮する。 (2006年5月27日制定) 2 本会則の第4条の規定にかかわらず、本学会設立当日までに会員になる場合は会員の推薦を必要としない。 (2006年5月27日制定) 3 本会則の第5条、第6条、第7条の規定にかかわらず、2006、2007年度の役員および機関の構成員は、本学会設立準備委員会が提案し、設立総会において選出する。 (2006年5月27日制定) 4 本学会の会費の金額は、年額一般会員5,000円、賛助会員1口20,000円とする。 (2006年5月27日制定、2008年・2019年に改訂) 5 第7条の規定にかかわらず、第2期(2008年度・2009年度)の役員選挙(理事および監査の選挙)は、第1期理事会の提案に基づいて2008年度総会において実施する。 (2007年5月26日制定) 6 付則4を改め、本学会の一般会員会費の金額は、年額一般：7,000円、学生：4,000円とする。ただし特別な事情のある会員については、運営委員会の承認により学生会員と同じ扱いとする。(2008年6月8日制定) 7 会費は、原則的に事業年度単位で納入を受ける。(2010年6月5日改定) 8 第5条に「ただし、会長任期を2期4年を限度とする」を追加する。(2016年5月21日改定) 9 本学会の設立は2006年5月27日である。 (2017年6月10日制定)</p>
---	---

<p>のこりの条項を繰り上げる。</p> <p>12 付則6を改め、本会の一般会員がおさめる年会費の金額は7,000円とする。ただし、学生・大学院生・ODの会員、非常勤職にある会員、その他経済的事情のある会員の年会費の金額は4,000円とする。 (以上、2019年6月15日改定)</p>	<p>10 本学会を次の所在地におく。 所在地：本学会事務局の住所 (2019年6月15日制定)</p> <p>11 第4条を改定する。それに伴い「第8条(会費の金額等)この会の会費の金額等は、付則で定める。」を削除する。また、残りの条項を繰り上げる。 (2019年6月15日改定)</p> <p>12 付則6を改め、本学会の一般会員が納める年会費の金額は7,000円とする。ただし、学生・大学院生・ODの会員、非常勤職にある会員、その他経済的事情のある会員の年会費の金額は4,000円とする。 (2019年6月15日制定)</p> <p>2006年6月5月27日制定 (制定年月日を追記) 2009年6月6日改定 (現会則では最終改定年月日のみ、標題「会則」の直後に記載。これを改め制定から全の改定の年月日を付則直後に記載) 2010年6月5日改定 2011年6月11日改定 2012年5月26日改定 2013年6月8日改定 2014年6月7日改定 2016年5月21日改定 2019年6月15日改定 2025年 月 日改訂</p>
--	---

IV. 事務局からのお知らせ

- 1) Newsletterのメール配信について：Newsletterは、41号から郵送事務と経費削減のために、電子メール登録のある会員の皆さまには、電子メールによる配信をさせていただくこととなりました。Newsletterの発行にあわせて、学会ホームページ(HP)に、Newsletterが配信された旨告知し、会員の皆さまに電子メールでの着信をご確認いただくことといたしました。お使いのメールによって、迷惑メール等へ振り分けされるケースがありますので、見落としされませんようご注意ください。学会からのメール配信で不着信につきましては、学会事務局までご一報ください。
- 2) 会費納入状況などの確認は、学会のHPの「会員限定」のところにあり、「会員用マイページ」へのアクセスで、各個人限定の閲覧にてご確認ください。会員限定のマイページにアクセスする際は、年誌とともにお送りしている請求書に記載されているIDとパスワードをご利用ください。基本的に事務局にて慎重に管理していますので、メールアドレスや連絡先の変更などは、事務局にご一報ください。
- 3) 会員の皆さまへの会費納入の案内は、書籍版・機関誌の発送時にて、「宛名ラベル」での会費告知と振替用紙の同封の送付の際にて、行わせて頂くこととなりました。ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。
- 4) 学会誌・書籍(普及ブック)版のご活用について、学会活動の貴重な成果が掲載されておりますので、ゼミ演習等でのテキスト利用など、ぜひご活用と、ご協力頂きますようお願い申し上げます。
- 5) 年度内の今後の運営委員会・理事会の日程(現時点での予定)は以下の通りです。

2024 年度、理事会・運営委員会の予定

(土・日、休み時期は平日、適宜日程調整、zoom 会議)

第 5 回 2025 年 調整中 運営委員会 (理事参加歓迎)、必要に応じてメール審議を想定

2020 年度からオンライン会議による開催を踏まえて、従来の運営委員会を理事の自由参加として運営委員会・理事会として行ってきました (2021・21 年度)。2023 年度からも基本的には同様なのですが、会議名を明示しました。運営委員会 (理事の参加歓迎) ということで、会議開催は理事メール宛として理事の積極的参加を期待してご案内しております。

学会誌販売のご案内

総合人間学会誌『総合人間学』の以下ラインナップを、学会の在庫分にかぎり

1 冊 **特価 1000 円** (送料別) にて販売いたします！

購入ご希望の方は、注文冊数、送付先を学会事務局までメールまたは fax にてお送りください。

第 13 号 『科学技術時代に総合知を考える——文系学問不要論に抗して』
第 12 号 『〈農〉の総合人間学』
第 11 号 『人間にとって学び・教育とは何か——未曾有の教育危機に直面して』
第 10 号 『コミュニティと共生——もうひとつのグローバル化を拓く』
第 9 号 『〈居場所〉の喪失、これからの〈居場所〉——成長・競争社会とその先へ』
第 8 号 『人間関係の新しい紡ぎ方——3・11 を受け止めて』
第 7 号 『3・11 を総合人間学から考える』

【本件連絡先：学会事務局】

・E メールアドレス contact@synthetic-anthropology.org

(事務連絡)

<< 学会費の納入お願い >>

*総合人間学会・年会費、昨年度 (2024 年度) の振り込みがまだの方は、今年度と合わせてお振り込み下さい。学会誌 (書籍版) 送付時に振り込み用紙を同封、見当たらない方は郵便局の振込用紙にてお願いします。(過去年度未納・滞納の会員の方は、早急にご対応のほど宜しくお願い申し上げます)

● 会計年度としては、4 月からは 2025 年度となりますので、2025 年度の学会費につきまして、早めの納入をお願いいたします。昨年 6 月研究大会前に、学会誌『総合人間学 18』の刊行・送付をしていますので、同封の振込用紙をご利用ください。

学会費：一般：7,000 円・減額：4,000 円 (減額は申請者のみ：学生や非常勤職などへの配慮)

・加入者名：総合人間学会 口座記号番号：00180-2-579072

① 郵便局そなえつけの振替用紙、② ATM 送金、③ 電子振込み、に対応しています。

◆ひろく学会員の門戸を開いておりますので、ご関心の方々にぜひ入会をお勧めください。

学会 HP(入会案内)参照：http://synthetic-anthropology.org/?page_id=57